

特定不妊治療にかかる通院交通費助成のご案内



令和7年6月～（京都府）

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）等を受けた方の経済的負担を軽減するため、通院にかかる交通費の一部を助成します。

■助成の対象者■ 次の要件をすべて満たす方が対象になります。

- 1 治療開始時において婚姻していること（事実婚を含む）
- 2 夫婦のいずれかが治療開始時から申請時まで京都府内に居住していること



■助成対象となる交通費■

以下ア～ウのいずれかに該当する治療にかかる通院交通費で、1回の治療に係る通院交通費の合計額が1万円を超えるもの

- ア 保険適用の体外受精・顕微授精および保険適用の男性不妊治療（体外・顕微授精に伴い実施されるもの）
- イ 不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱で定める先進医療
- ウ 治療費に係る「京都府特定不妊治療費助成金」の交付決定を受けた体外受精・顕微授精・男性不妊治療

- ◆ 1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から妊娠判定等に至る治療の過程をいいます。
- ◆ 合理的かつ経済的な通常の経路及び方法により通院する場合の交通費の合計額が1万円を超える方が対象です。（自家用車を利用した通院であっても、助成の可否は公共交通機関を利用された場合の交通費を基準として判断します）
- ◆ 治療を受ける本人の通院に係る交通費のみを対象とし、同行される方の通院交通費は対象となりません。

■通院交通費の助成額■



1回の治療にかかった通院交通費※から10,000円を控除した額の1／2以内の額
助成額＝（1回の治療にかかった通院交通費の合計額－10,000円）×1/2
＝（1日の通院交通費相当額×通院回数－10,000円）×1/2

※「合理的かつ経済的な通常の経路及び方法」により通院した場合の費用を基準額とし、申請額と基準額が異なる場合はいずれか低いほうで計算します。

《→通院交通費の具体的な計算方法は「通院交通費の計算方法について」ページをご参照ください》

■申請期限■

治療が終了した年度内（3月31日まで）（消印有効）

例）1月31日に治療が終了した場合…3月31日までに申請が必要です

ただし、以下の場合に限り、年度を超えて申請期限を延長し受付いたします

- ・2月中に治療が終了した場合…4月末まで
- ・3月中に治療が終了した場合…5月末まで

◆京都府特定不妊治療費助成金（医療費に係る助成）の交付決定を受ける場合◆
・該当する治療にかかる通院交通費については、医療費分の申請と同時に又は医療費分申請後に申請してください。

■ 申請方法 ■ 必要書類を揃えて、下記提出先へ提出してください。

	必要書類	備 考
1	特定不妊治療通院交通費助成金 交付申請書（第4号様式）	・ 1回の治療につき1枚必要
2	通院証明書（第5号様式）	・ 所定様式に医療機関が記入してください ※ 1回の治療につき1枚必要
3	通院状況申告書 ①経路申告書②料金申告書	・ 通院日によって医療機関が異なる場合は、医療機関ごとに作成して提出してください ・ 妻・夫ともに治療する場合は、通院者ごとに作成して提出してください
4	住民票	・ 発行後3カ月以内のもの ・ 申請者を含む世帯全員のもの（続柄の記載のあるもの） ※夫婦で住所地が異なる場合は、夫の住所地、妻の住所地でそれぞれ発行されるものが必要です ・ 治療開始日から京都府内に居住していることがわかるもの
5	戸籍謄本	・ 以下に該当する場合は提出してください（毎回必要） ①住民票で婚姻関係が確認できない場合 ②事実婚の場合 ・ 発行後3カ月以内のもの
6	事実婚に関する申立書	・ 事実婚の場合は毎回必要
7	その他の添付書類	・ ETC利用証明書（領収証）等「通院交通費の計算方法について」に記載する添付書類

通院証明書の交付には時間がかかる場合もあります。治療終了後は早めの申請準備をお願いします。
各種様式は京都府ホームページからダウンロードできます。

■ 問い合わせ・提出先 ■

お住まいの市町村	問い合わせ・提出先	電話番号
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓保健所	075-933-1153
宇治市、城陽市、久御山町	山城北保健所	0774-21-2192
八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町	山城北保健所綴喜分室	0774-63-5734
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南保健所	0774-72-0981
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹保健所	0771-62-4753
福知山市	中丹西保健所	0773-22-6381
舞鶴市、綾部市	中丹東保健所	0773-75-0806
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹後保健所	0772-62-4312
京都市	京都府庁（こども・子育て総合支援室） （原則郵送でご提出ください）	075-414-4727

京都府 健康福祉部 こども・子育て総合支援室（母子保健係）

602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町

TEL：075-414-4727 Email：kodomo@pref.kyoto.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.kyoto.jp/kosodate/funin28.html>

通院交通費の計算方法について



助成額算定方法

$$\begin{aligned}\text{助成額} &= (\text{1回の治療にかかった通院交通費の合計額} - 10,000\text{円}) \times 1/2 \\ &= (\text{1日の通院交通費相当額} \times \text{通院回数} - 10,000\text{円}) \times 1/2 \\ &= \{A(\text{妻の通院交通費}) + B(\text{男性不妊治療に伴う通院交通費}) - 10,000\text{円}\} \times 1/2\end{aligned}$$

交通手段別

◆鉄道

【対象となる費用】

・運賃

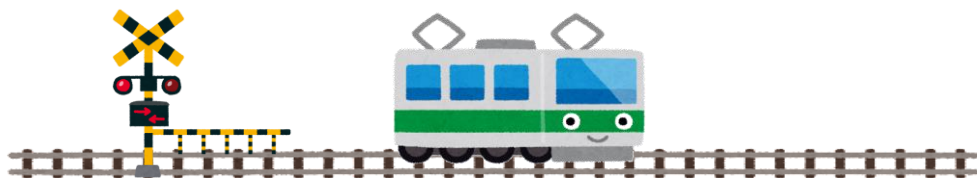
- ・以下のいずれかの条件に該当する場合の**特急料金**

ア 片道の特急乗車区間が100km以上

イ 京都府域内の特急乗車区間が片道70km以上
(例：JR綾部－二条 片道72km)

※1 JR山陰線特急については、令和4年3月11日までの利用は自由席料金を適用します。

※2 通常期の特急料金を基準額とします。



【追加提出の必要がある資料】

- ・なし

□京都丹後鉄道を含む区間で特急列車を乗り継ぐ場合に限り、二本以上の列車を1本の列車とみなして特急料金を計算します。

例：			
①宮津－福知山「たんごりレー号」 ↓（福知山乗り換え） ②福知山－亀岡「きのさき」	①30.4km ②68.3km	98.7km	①②ともに単体では特急料金対象外→ <u>通算すると70km以上</u> となるため、 <u>特急料金の対象となります。</u> ※乗換ありの場合、①は自由席、②は指定席（自由席設定のない直通列車の場合はすべて指定席）

◆バス（高速バス含む）

【対象となる費用】

・運賃

(乗車バス停と降車バス停の間に1つ以上のバス停が存在する場合 又は 1km以上の距離がある場合のみ対象)

【追加提出の必要がある資料】

- ・なし



◆自家用車

【対象となる費用】

公共交通を利用した場合の通院交通費の合計額が1万円を超える場合

- ・ **距離分 37円/1km**あたり（1km未満の端数切捨て）
- ・ 高速道路を利用した場合の**高速道路料金**

【追加提出の必要がある資料】

- ・ 距離の根拠資料（インターネット地図のルート検索結果等を印刷したもの）
※距離と概ねの経路とがわかるもの。細部のナビは不要です。
- ・ 高速道路の利用日時・区間・料金を負担したこと等がわかる資料
以下のいずれかを提出してください。（通院状況の申告書に高速道路利用区間を記載しても、これらの資料がない場合は助成対象外になります。）
 - ・ クレジットカード利用明細書（発行元、名義人（原則夫婦どちらか）が確認できるもの）
 - ・ ETC利用証明書（利用明細書）及びETCカードのコピー（名義人が確認できるもの）
 - ・ 料金所で発行される領収書または利用証明書

【その他】

- ・ タクシー代、レンタカー代、駐車料金は助成対象外です。

留意事項

1. 原則、公共交通機関を利用した場合に1回の治療（治療期間）の交通費が10,000円を超える場合に申請いただけます。
※ 助成可否は原則公共交通機関の場合に要する通院交通費により判断しますが、対象と認められる場合は実際に利用された交通手段による交通費を助成します。
2. 合理的かつ経済的な通常の経路及び方法により通院した場合の費用を基準額としますので、申請額どおりの助成とならない場合があります。
例：府北部から自家用車で高速道路を利用して京都市内の医療機関に通院する場合
 - ・ 沓掛ICで高速道路を降り、以降一般道を利用：○対象
 - ・ 鴨川西ICや巨椋池ICで高速道路を降りる：×対象外
3. 自宅以外（職場、実家等）からの通院の場合は、自宅からの通院に要する経費の範囲内で助成対象とします。
4. 治療のための通院に要する交通費を対象としています。
➡ 支払のみ、（診察を行わない）薬や処方箋の受取のみ、カウンセリングのみ、（男性）採精のためのみ等、治療のための通院でない場合は原則対象になりません。
5. 治療を受けるご本人の通院交通費のみが対象です。（同行者分は対象外）

■問い合わせ■

京都府健康福祉部 こども・子育て総合支援室 母子保健係

〒602-8570

京都都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-4727